

様

要 望 書

竹島の領土権の早期確立について

平成19年12月19日

自由民主党島根県議会議員連盟

竹島の領土権の早期確立について

竹島問題に関して、島根県では、県民、市町村及び県が一体となって領土権の早期確立に向けた運動を推進し、国民世論の喚起を図るために、平成17年3月に「竹島の日を定める条例」を制定するとともに、本年4月の「竹島資料室」の設置、9月には「Web竹島問題研究所」の設置など、様々な取組を行っているところであります。

国会においては、本県が提出した竹島の領土権の早期確立を求める外交交渉の展開及び国における所管組織の設置と啓発活動の取組を求める請願が採択されるなど、竹島問題への理解が進んでいるところであります。

しかし、竹島は韓国における不法占拠状態が50年以上にわたって続き、漁業権など我が国の主権が行使できない状況になっているとともに、国における所管組織の設置や「竹島の日」の制定、広報啓発施設の整備の取組が進まないなど全国的な広報啓発活動が極めて不十分な状態にあります。

さらに、現在、改訂に向けて検討されている学習指導要領においても、竹島に関して位置づけが不明確な状況にあります。

つきましては、竹島の領土権の早期確立に向けて、国民的・国家的な理解と積極的な取組が進められるよう次のとおり強く要望します。

記

- 1 平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早急に具体化を図ること。

- (1) 竹島の領土権について既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重な抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。日韓両国政府間で行われる排他的經濟水域（E E Z）の境界画定交渉においても、竹島の領土権確立を踏まえた交渉を進めること。
- (2) 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。この組織を中心に「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備を行うなど、国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。
- (3) 海洋基本法に基づく「海洋基本計画」の策定にあたっては、竹島が我が国の領土であることの前提の下、竹島及びその周辺海域を同計画の対象に取り上げ、同法に基づく所要の施策を強力に推進すること。

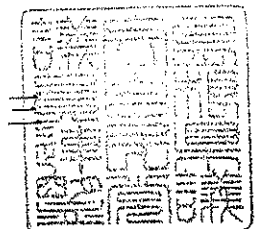
2 学校教育においては、我が国の国土、歴史などに対する理解と愛情を深めるために、竹島問題についても、「学習指導要領」において、北方領土問題と同様に、竹島は我が国固有の領土であり、不法に占拠されている状況にあること、竹島領土権の確立に向けて我が国も取組を行っていることなどについて、明確に記述し、学習指導上の位置づけを行うこと。

(注) 現行学習指導要領には、添付資料のとおり竹島に関する記述はなし。

平成19年12月19日

自由民主党島根県議会議員連盟

会 長 佐 々 木 雄



参考資料

【小学校学習指導要領】

第2章 各教科

第2節 社会

第1 目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

(6) 県（都、道、府）の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県（都、道、府）の特色を考えるようにする。

イ 県（都、道、府）全体の地形や主な産業の概要、交通網の様子や主な都市の位置
〔第5学年〕

2 内容

(4) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図その他の資料を活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

ア 国土の位置、地形や気候の概要、気候条件から見て特色ある地域の人々の生活

3 内容の取扱い

(6) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「国土の位置」の指導については、わが国の領土と近隣の諸国を取り上げるものとすること。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

【解説】

これは、内容(4)のアの国土の位置についての指導において取り上げる範囲を示すとともに、それを取り扱う際の配慮事項を示したものである。

国土の位置については、我が国の領土を中心にし、我が国と隣接する諸国に関連して取り上げるようにする必要がある。その際、北方領土の問題についても取り上げ、我が国固有の領土である、歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島が現在ロシア連邦によって占拠されていることや、我が国はその返還を求めていることなどについて触れるようにする。

【中学校学習指導要領】

第2章 各教科

第2節 社会

第1 目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内容

(1) 世界と日本の地域構成

イ 日本の地域構成

(ア) 日本の位置と領域

我が国の国土の位置及び領域の特色と変化を広い視野から考察し、日本の現状を位置と領域の面から大観させる。

3 内容の取扱い

(3) ウ

イの(ア)については、地球儀や地図を活用して我が国の位置と領域の特色を多面的・多角的にとらえるようにすること。また、「領域の特色と変化」については、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

〔公民的分野〕

2 内容

(3) 現代の民主政治とこれからの社会

ウ 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力が大切であることを認識させる。・・・

3 内容の取扱い

(4) ウ

(イ)「世界平和の実現」については、領土(領海、領空を含む)、国家主権、主権の尊重、主権の相互尊重、国際連合の働きなど、基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。なお、国際連合などを取り上げる際には、主要な組織とその働きなどの基本的な理解にとどめること。

【解説】

その際、例えば、国家間の問題として、領土(領空、領海を含む)については我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させることが大切である。

【高等学校学習指導要領】

第2章 第2節 地理歴史

第1款 目標

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。

第2款 各科目

第1 世界史A

2 内容

(3) 現代の世界と日本

地球規模で一体化した現代世界の特質と展開を理解させ、人類の課題について考察させる。その際、世界の動向と日本とのかかわりに着目させる。

第2 世界史B

2 内容

(5) 地球世界の形成

エ 国際対立と国際協調

核兵器問題、人種・民族問題、第二次世界大戦後の主要な国際紛争など、現代の国際問題を歴史的観点から追究させ、国際協調の意義と課題を考察させる。

第3 日本史A

2 内容

(2) 近代日本の形成と19世紀の世界

ウ 国際関係の推移と近代産業の成立

条約改正や日清・日露戦争前後の欧米諸国やアジア近隣諸国との関係の変化及び産業革命の進行に着目して、我が国の対外政策の推移と近代産業の成立について理解させる。

(4) 第二次世界大戦後の日本と世界

ア 第二次世界大戦後の国際関係の推移に着目して、占領政策と諸改革、新憲法の成立、平和条約と独立など我が国の再出発及びその後の政治の推移と新しい外交関係の確立について考察させる。

第4 日本史B

2 内容

(5) 近代日本の形成とアジア

イ 国際関係の推移と立憲国家の展開

条約改正、日清・日露戦争とその前後のアジア及び欧米諸国との関係の推移に着目して、我が国の立憲国家としての展開について考察させる。

(7) 第二次世界大戦後の日本と世界

ア 戦後政治の動向と国際社会

第二次世界大戦後の国際関係の推移に着目して、占領政策と諸改革、新憲法の成立、平和条約と独立など我が国の再出発及びその後の政治の推移と新しい外交関係の確立について考察させる。

第5 地理A

2 内容

(1) 現代世界の特色と地理的技能

ア 球面上の世界と地域構成

地球儀と世界地図との比較、略地図の描画などを通して、地球表面の大陸と海洋の形状や各国の位置関係、方位、時差及び日本の位置と領域などについてとらえさせる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(イ) アについては、〔 中略 〕。日本の位置と領域については、世界的視野から日本の位置をとらえるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れること。

第6 地理B

2 内容

(3) 現代世界の諸課題の地理的考察

ク 民族、領土問題の地域性

人権・民族と国家との関係、国境、領土問題の現状や動向を世界的視野から地域性を踏まえて追究し、それらの問題の現れ方には地域による特殊性や地域を超えた類似性が見られることをとらえさせ、その解決には地域性を踏まえた国際協力が効果的であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容の(3)については、次の事項に留意すること。

(イ) 各項目とも〔 中略 〕。クについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること。

第2章 第3節 公民

第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

第2款 各科目

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

エ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛、資本主義経済と社会主義経済の変容、貿易の拡大と経済摩擦、南北問題について理解させ、国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。

第3 政治・経済

2 内容

(1) 現代の政治

イ 現代の国際政治

国際政治の動向、人権・国家主権、領土などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の防衛を含む安全保障の問題について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について探究させるとともに、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

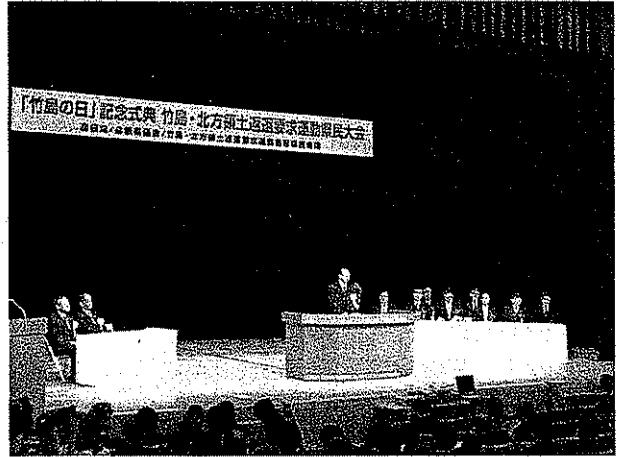
【 本県の取り組み状況】

「竹島の日を定める条例」の制定に伴う啓発活動の実施

県民、市町村及び県が一体となって領土権の早期確立を目指した運動を推進し、国民世論の啓発を図ることを趣旨とした条例が制定され、この趣旨に沿った啓発活動を実施する。

竹島の日：2月22日

公布・施行：平成17年3月25日



○ 竹島担当専任職員の配置

平成18年4月から、竹島問題を担当する課長級専任職員を配置した。

○ 竹島資料室のオープン

平成19年4月に竹島関係歴史資料などを保管・整理・閲覧する「竹島資料室」を開設した。



第2回目を迎えた「竹島の日」記念式典で挨拶する知事、来賓の島根県選出国會議員

(平成19年2月24日)

啓発標語入りの「竹島資料室」看板の除幕をする知事、議長、竹島議連会長

(平成19年4月19日)

○ 竹島問題研究会最終報告書の提出

平成19年5月知事に提出され、7月に外務省に説明した。

○ Web 竹島問題研究所の設置

平成19年9月に県の主張、竹島問題研究会や新たな研究成果を公開するために、県のHPに立ち上げた

○ 日韓自治体間の交流に対する基本的姿勢

領土問題はすぐれて国家間の問題であるが、問題があるからこそ、自治体間の友好交流関係は普遍的なものとして親密にすべきである。お互いに冷静に理解しあう成熟した関係が構築できるよう、韓国側に対して理性的な対応を呼びかけ続ける必要がある。

自由民主党島根県議員連盟

会 長
政審会長
副幹事長
顧 問

佐々木雄三
上代 義郎
島田 三郎
細田 重雄
森山 健一
洲浜 繁達
岡本 昭二
絲原 徳康
小沢 秀多
中村 芳信
井田 徳義
藤間 恵一
中島 謙二

幹 事 長
副幹事長
顧 問

原 成充
五百川純寿
浅野 俊雄
福田 正明
田原 正居
多久和忠雄
藤山 勉
福間 賢造
大屋 俊弘
田中八洲男
園山 繁
加藤 勇